

鉄屑の円滑な売払いの検討について ～引き渡し完了までが売払い～

植野 隆大¹・高本 佳行²

¹近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 用地第一課 (〒646-0003和歌山県田辺市中万呂142)

²近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 経理課 (〒646-0003和歌山県田辺市中万呂142)

国土交通省では、従来より河川や道路の工事等で生じた現場発生品のうち、資産価値のある鉄屑等については、換価物品として工事用資材置場等に保管し、一定の数量に達すれば、一般競争入札等により、売払いの手続きを行ってきた。

換価物品の売払い手続きにおいては、従来より統一された手続きマニュアル等がなく、各事務所においても苦慮している問題であり、事務の省略化及び手続きの平準化の観点から、円滑な売払い手続きの検討を行った。

キーワード 売払い、効率化、単価契約

1. はじめに

工事の施工により生じる現場発生品は、再利用が可能な工事材料は「工事材料品」として工事材料に供し、工事での用途はないが、鉄屑等として財産価値のある物品に関しては「不用品」として、売払いの手続きを行っている。

図-1は現場発生品が発生してから売払いまでの手続きの流れを示している。

まず、監督職員が工事等において生じる現場発生品を、「工事材料品」及び「不用品」とその他の建設廃棄物とに区別し、「工事材料品」及び「不用品」については、監督職員が立会いの上、工事用資材置場等に搬入される。

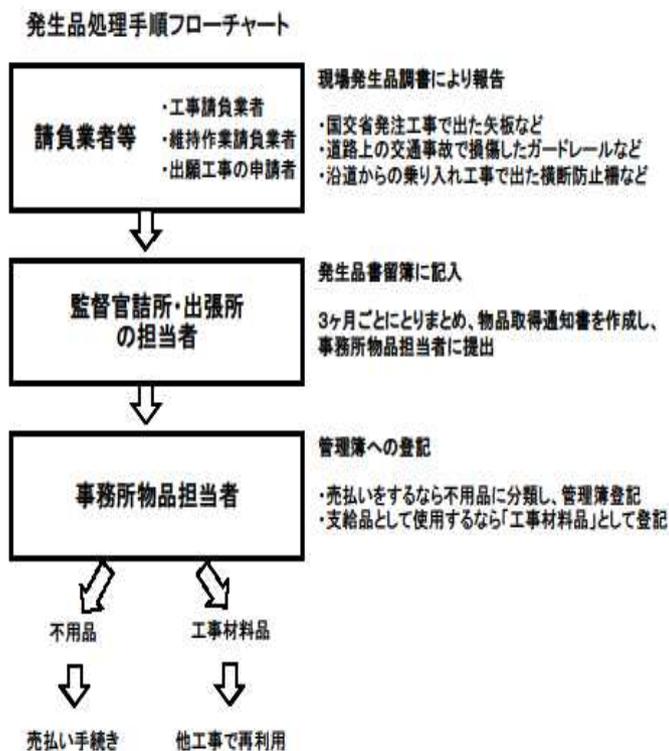
その際に、品目、規格、数量及び重量が記載された現場発生品調書を請負業者等から徴取し、出張所物品管理事務担当者は、その都度、発生品書留簿に記帳し、品目毎、工事用資材置場毎に保管高を把握する。

「工事材料品」及び「不用品」は3ヶ月毎を目安にとりまとめ、事務所物品担当者に物品として取得した旨の通知書を提出し、事務所で決裁がとられ、物品管理簿に登録される。工事用資材置場等に一定の数量が貯まれば、不用品の売払い手続きが開始される。

入札方式は、原則一般競争によるが、予定価格が50万円超100万円以下であれば指名競争に付す

ことも出来る。

図-1 売払い手続きフロー図



2. 現状

現状を把握するにあたって、各事務所に対して、現在の運用に関するアンケート調査を行った。

アンケート結果からは、工事用資材置場等が満杯になった等の理由により、初めて売払いに向けて動き出すという事務所が多く、必ずしも計画的に売払い手続きを行っているわけではないという実態が読み取れた。

その原因としては、売払い手続きの全体像が把握できず、どの時点でどういった手続きを行えばいいのか担当者が理解していない、また人手不足等により、現場発生品の管理や事務処理を行う余裕がないという実態が浮かびあがった。

また、アンケートでは、売払い手続き上で入札参加者や落札者とトラブルになったことがあるという事務所がいくつか存在した。具体例としては以下のとおりである。

- ・仕様書等に記載の重量と現物において、大きな乖離があるとして、きつくクレームを受けた。
- ・仕様書等に記載の規格は高品質な分類としていたが、現物はそれよりも劣るとクレームがあった。
- ・現場説明時には、売払い対象と説明があつたのに、実際は他工事で利用する工事材料品だった。
- ・落札後、引渡しまでの対応が遅く、入札時に想定していた単価で売却できず、損をしたとクレームを受けた。

上記のトラブル事例の中には運用等を工夫すれば、防ぐことができるものもあると思われるが、売払い対象の鉄屑や銅屑が盗難に遭うという事態も過去に発生しており、契約上のトラブル対策や盗難リスクも考慮して売払い手続きを行う必要があることが読み取れた。

3. 課題及び問題点

紀南河川国道事務所の実態と各事務所へのアンケート結果から、売払い手続きにおいて、以下のような課題と問題点が浮かびあがった。

(1) 売払い事務手続きの統一化及び明確化の必要性

売払い手続きを円滑に進めて行くためには、出張所及び事務所の各手続き段階において、いつまでに何を処理しておく必要があるのかという認識が必須であるが、必ずしもそうとは言えない実態がある。

また、財産の売払い契約は、予定価格が1,000万円を超える場合が本官（本局）契約であるが、売払い

契約のほとんどが分任契約官（事務所）発注となっている。しかし、その売払い手続きが各事務所間で統一されておらず、事務所によってバラツキがあるため、担当者にとって負担となっているという実態がある。

(2) 管理の徹底が不十分

全ての現場発生品を完璧に管理することは不可能だが、円滑な売払いや盗難防止のため、一定の管理レベルが求められる。

a) 現物の把握

「工事材料品」及び「不用品」が工事用資材置場等のどこに存置・保管されているかについて、現場の管理担当者や物品管理事務担当者等が把握しているか、また、その情報が出張所内で共有されているかについて課題がある。

b) 盗難対策

「不用品」というから使わなくなったいらぬもの、というわけではなく、換価物品は、亡失すれば国損につながるものであり、本局担当課からも管理の徹底及び盗難対策等が通知されている。しかし、実態としては、通知等に記載されている対策がすべて実施されているとは言えない状況にあり、盗難対策を講じた上で、ある程度実態に即した運用が必要なのではないかと考える。

(3) 売払い時期が不明瞭

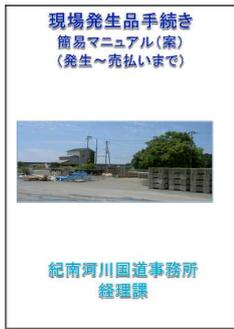
これまでの鉄屑の売払いは事業の進捗状況により何がいつ発生するか不確定であること、実施する工事の種類により発生する数量が不確定であること及び各工事用資材置場等によって搬入できる数量がバラバラであることから、ある程度の数量が貯まれば、玉突き的に手続きを開始するというものであった。

しかし、それでは、入札参加希望者にとってはいつ何がどのくらいの数量で発注されるかがわからず、参入しやすいものではないということが言える。

4. 課題及び問題点に対するアプローチ

(1) 売払い事務手続きの統一化及び明確化

これまで手続きマニュアル等が存在しないこともあり、行うべき事務が理解しづらく、また、各事務所担当者が独自で運用を考えた結果、事務所間で取扱いにバラツキがみられた。従って、まずは統一されたマニュアル（案）及び各段階毎のチェックシート（案）を作成した。



また、実際の売払い手続きにおいて、提示した規格と現物が異なるという苦情が少なからずあるが、その対策として、請負業者と発注者が、ある程度、入札に参加する鉄屑リサイクル業者と同一の判断基準により鉄屑等の分類ができるよう（社）日本鉄源協会の鉄スクラップ統一規格（2008年6月改訂）を参考に鉄スクラップ品目分類表（案）（図-3）を作成した。

ただし、規格の分類はリサイクル業者間でも、どうしてもバラツキが出るものであり、落札決定後のトラブル防止のため、当該鉄スクラップ品目分類表（案）をもとに規格を分類した旨を入札参加者に入札説明書や仕様書でしっかりと明示し、あくまで入札は実際に現場説明で現物確認した上でを行い、落札後の苦情は受け付けない取扱いとすることとした。

図-3 鉄スクラップ品目分類表（案）

鉄スクラップ品目分類表（案）

分類	等級	品目	備考
鉄屑	ヘビー H1	建工部	
		鋼矢板	
		鋼管	
		支保	
	ヘビー H2	クレーン吊钩	
		鋼道釘(車輪・チーバー・ボール)	
		鋼道釘	
		ガードパイプ	
	ヘビー H3	ガードレール(ビーム・支柱)	
		支柱	
歩道橋			
特殊車両			
ヘビー H4	落石防止柵		
	鋼支柱		
	テント・ター		
	紐・ワイヤーロープ		
鋼屑等	1号鋼線	径が1.3mm以上の鋼線及び鋼より善良な鋼線	被覆・メッキ等含まず
	2号鋼線	径が0.35mmから1.3mm以上の鋼線及び0.35mm以上の鋼線を焼いた善良なもの	被覆・メッキ等含まず
	上鋼	鋼合金・鋼種互換	被覆・メッキ等含まず
	被覆鋼線	電線くす(ピニール)等で被覆されるもの	被覆・メッキ等含まず
ステンレス屑	ステンレス製品		
アルミ屑	鋼道釘		
	鋼道釘(ボスト)		
鉄軌	A	機軸鉄・道員鉄等の上鉄	
	B	道軌	

*こちらをともに等級毎に計量し、計量表を付けて、発生品調書に記載下さい。
*ただし、あくまで分類例として記載したにすぎず、形状やサイズ等の現状によっては大きく変わってくることもあり、その場合はその旨を添えて、発生品調書を作成下さい。

今後は、鉄屑等の売払い手続きのマニュアル化を進め、事務所間で統一された売払い手続きが運用されるよう、マニュアル（案）については、各事務所担当者の意見等を聞きながらブラッシュアップを行う予定である。

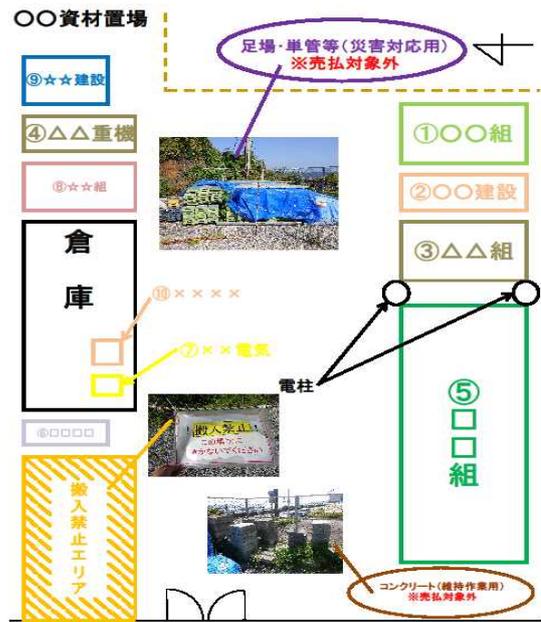
(2) 管理の徹底

a) 現物の把握

工所用資材置場等のどこに、どんな工事材料品や不用品が保管されているかについて把握していることが、円滑な売払い手続きを進めるためには必要である。

そのため、まずは工所用資材置場等の平面図を作成し、売払い対象と工事材料品を写真でも記録した上で、現場説明会までに、どこにどんな工事材料品及び不用品が置かれているのかについて、図-4のとおり、図面と写真で整理しておく必要がある。

図-4 位置図



b) 盗難対策

換価物品については、これまで、いくつかの事務所の工所用資材置場等において、盗難に遭っており、本局担当課からも対策が通知されている。しかし盗難対策は、ハード的な対策が有効ではあるものの、予算面において制約があり、各事務所において苦慮している問題である。

工所用資材置場等の点検は、河川巡視・道路巡回委託業務の巡回時に行っているのが実態であるが、そもそも、委託業務内においては、工所用資材置場等の点検記録、記録写真の作成等は、本来の目的を異にするとされており、点検も外観上問題無いかどうかの確認にとどまっている。

そのため、敷地内に入って換価物品の保管状況を確認するには、主として物品管理事務担当者及び出張所職員等で定期的な点検を行う必要があるとされている。

しかしながら、事務所によっては、事務担当係長

が欠員となっている出張所もあり、物品管理事務担当者が点検できる頻度は、月1回程度が限度であること、また、工事中材料品や不用品は、手続き上物品となっているものの、工事中材料品は工事に必要な資材であり、工事中資材置場等の敷地も道路区域又は河川区域としているものが大部分であることを踏まえると、現実的な防犯対策としては、河川巡視・道路巡回委託業務による外観及び保管状況の点検・記録を実施し、併せて、発注手続きを円滑に進め、早期及び定期的な売払いを実現させていくことが現実的な対策と言える。

(3) 発注時期の明確化

現場発生品の保管高の把握ができていないことから、工事中資材置場等が満杯になり次第、玉突き的に発注手続きを開始するというのが現状であるが、物品役務の発注見通し同様、鉄屑の売払いにおいても、発注見通しの公表を行えないかと考える。

というのも、以下の利点があると考えられるからである。まず第一に、予定情報の公表を行うことによって、発注者としてはその時期を目途に手続きを行わなければならないという意識が生まれる。第二に、入札参加希望者としても今後の予定が立てやすいとともに、鉄屑の売払いに対する関心をもってもらうことで、これまで参加してきていなかった鉄屑リサイクル業者にも参加していただける機会が増えるのではないかと考えられるからである。

なお、一般競争入札で行うものを対象とし、公表は、事務所名、件名、公告予定時期、対象の工事中資材置場等の場所を記載した上で行うものと考えている。

5. 新たな手続きの検討

過去実績及びアンケート結果から分析するに、年に1回手続きをするかしないかが各事務所における売払い手続きの現状であり、管理換を通じてブロック（隣接する複数事務所）で手続きした事例もほとんど見られない。

盗難対策の観点からもこまめに売払い手続きを行って行く必要があり、そのためにも手続きの省力化、効率化が求められる。そこで、従来の売払い手続きによらない手続きについて、メリット・デメリットを含めて次のように検討してみた。

(1) 単価契約

現在は工事中資材置場等が満杯になってから、玉

突き的に売払い手続きを開始し、総価で契約を行っているのが現状であるが、それを品目及び規格別の単価で契約し、契約期間を4半期毎に分割するというものである。手続きとしては、4半期毎に数量をとりまとめ、公告手続きを行い、基準単価項目及び基準単価率を通知した後、基準単価項目に対して最も高い金額を入札した入札参加希望者と契約するというものである。契約期間内に発生したものを、期間内に搬出してもらい、品目及び規格毎の搬出重量により、納付額を算出するというものである。

メリット：管理の軽減・盗難防止効果の期待・引渡し期間の猶予・価格変動への順応性

デメリット：契約単価の妥当性・数量の不確定性・価格不安による参加者の減少

単価契約に関しては、実際に実施している自治体もあり、積算基準の変更の後、試行を検討してみてもどうかと考える。

(2) 発生品価格を想定した工事契約

直轄工事等において発生する鉄屑等の売払いを当該工事の受注者に行わせるというものである。

つまり、あらかじめ発注時に発生する鉄屑等の売払い価格分を控除した上で積算し、契約締結後工事の精算時に、数量の確認を行い、増額または減額の変更を行うということである。

メリット：工事中資材置場等の有効活用及び管理の軽減・盗難防止効果の期待・売払い手続きの省力化

デメリット：数量の確認の困難さ及びそれに伴う積算の負荷・鉄屑リサイクル業者への参入機会の排除

(3) 維持作業等の受注者へ管理・売払いを委ねる契約

発生品価格を控除等する(2)とは違って、河川巡視・道路巡回を行うことを前提としている維持作業の受注者と、工事中資材置場等での管理及びその売払いをも含めた契約を行うというものである。つまり、発生品が発生すると、その発生品の搬入及び管理を自ら行い、必要に応じて自ら売払いするというものであり、発生量をあらかじめ見込んで積算し、契約締結後工事の精算時に、数量の確認を行い、増額または減額の変更を行うということである。

メリット：工事中資材置場等の有効活用及び管理の軽減・盗難防止効果の期待・売払い手続きの省力化

デメリット：数量の確認の困難さ及びそれに伴う積

算の負荷・鉄屑リサイクル業者への参入機会の排除
(2)及び(3)はメリット・デメリットについて考えると、
同じものとなる。

上記の提案は、従来の手続きとは違った画期的な
ものであるが、各担当との調整及び検討が必要とな
ってくることもあり、早急に導入することは難しい
が、今後の導入されることを強く願っている。

6.まとめ

本稿において記載した内容はマニュアル（案）や
鉄スクラップ品目分類表（案）等を除き、いずれも
検討の段階であるが、これまで売払いの手続きに関
しては、統一のマニュアル等が存在せず、各事務所
では、手探り状態の中、手続きが行われていたこと
から、これを機に、円滑な売払いに向けての機運が
高まればと考えている。

なお、売払い手続きマニュアル（案）は、今後、
具体的に運用しながら、加筆修正していく必要があ
ると考えている。

また、マニュアル等で補いきれない事態が起こる
ことも想定されるので、現場説明時の補足説明等に
おいて、トラブル防止等のための対応を行うための
Q&Aを作成するなどの検討も引き続き行っていく
必要がある。

そして、今回は、主に発注者側からの視点からの
売払い手続きの改善を検討してきたが、入札参加者
にも寄り添った効率的な売払い手続きを進める必要
があり、今後、入札参加者及び発注者の双方にとっ
て、満足のいく売払い契約が実現し、トラブルなく
円滑に引渡しを完了できる仕組みが確立されること
を期待している。

謝辞：本稿を作成するにあたり、近畿地方整備局各
事務所物品担当者、契約課、各府県の自治体の皆様
には、様々なデータを賜りました。また、今後の参
考として、これまでの入札に参加していただいた鉄
屑リサイクル業者の皆様にはヒアリング等にご協力
頂きました。深く感謝いたします。